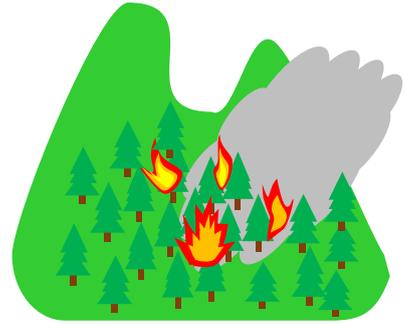


林野火災注意報・警報の運用を開始します。

令和7年2月26日に岩手県大船渡市において発生した大規模な林野火災を受け、総務省消防庁において有識者による検討会が開催され、林野火災予防の実効性を高める必要があるとされたことから、呉市火災予防条例等を改正し、**令和8年3月1日**から「**林野火災注意報**」・「**林野火災警報**」の運用を開始します。



林野火災注意報

降水量や乾燥といった条件により林野火災の予防上注意を要するとなったときに「林野火災注意報」を発令します。「林野火災注意報」が発令された場合は、火の使用の制限に従うよう努めなければなりません。（努力義務）

林野火災警報

林野火災注意報の発令に加えて強風時には、発生した林野火災が大規模化しやすい状況となることから、「林野火災警報」を発令します。「林野火災警報」が発令された場合は、火の使用の制限に従わなければなりません。（罰則のある義務）

火の使用の制限に従わない場合は、30万円以下の罰金または拘留が科されることがあります。

火の使用の制限

- 1 山林、原野等において火入れをしないこと。
- 2 煙火を消費しないこと。ただし、消防長が火災の予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。ただし、炊事火、作業火等で、やむを得ず使用する場合は、責任ある看視人をつけ、消火用水等を準備すること。
- 4 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- 5 残火（たばこの吸い殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。



林野火災注意報・警報が発令された場合には、防災行政無線、消防車での巡回等により周知、広報を行います。ご理解とご協力よろしくお願いします！



～お問い合わせ～

呉市消防局予防課

0823-26-0323

呉市西消防署予防査察係

0823-26-0336

呉市東消防署予防査察係

0823-74-8906

詳しい情報は、呉市消防局ホームページをご覧ください。

